

性別適合手術 公的保険の対象に

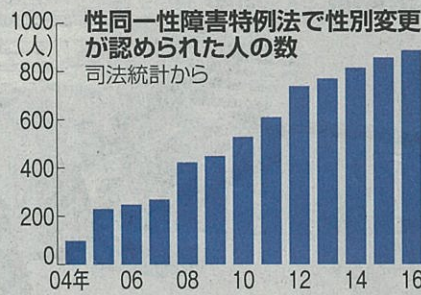
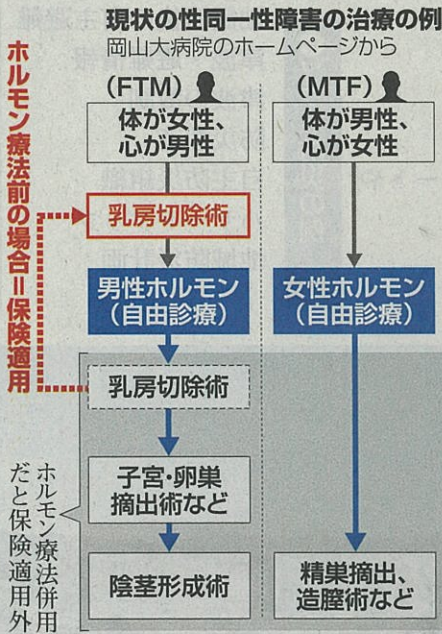
ホルモン療法 併用は自己負担

体の性と心の性が一致しない「性同一性障害（GID）」の治療として、子宮や精巣を摘出するなど、性別適合手術が、4月から公的医療保険の対象となった。しかし自由診療のホルモン療法と併用すると、保険が効かなくなる。専門家からはホルモン療法にも保険適用を求める声が出ている。

混合診療が一般的

四国に住む飲食店店長（38）は、女性という性別に違和感を持ちながら生活してきた。ただ、家族が理解してくれのを待ち、治療はして来なかった。

だが、「40歳を前に、このまま治療せず後悔したくない」。性ホルモン製剤を使い、心の性に体の性を近づけるホルモン療法を始めて昨年、決めた。いざ治療を開始しようと



く乳房切除手術から受けた。保険適用によって約60万円の費用は約20万円に抑えられた。胸を押さえつける服を着る必要もなくなり、「これで自信が持てるかな」。今後、ホルモン療法を始めるという。

ただし、すでにホルモン療法を受けている人が大半とみられ、冒頭の店長のように保険が効くケースはごく一部の人に限られる。岡山大の難波祐三郎（シエンターセンター長（形成外科））によると、卵巣や精巣をとったり、膣や陰茎をつくったりする手術では、手術後に継続的に使うことになる性ホルモン製剤によって、副作用などの問題が起きないか、あらかじめ使ってみて調べることが一般的。混合診療になってしまいい、手術に保険が効かなくなるという。

WHO、精神疾患から除外

今年4月から、手術件数や専門医の在籍などの条件を満たし、GID学会が認定する医療機関で、保険適用の手術が受けられるようになった。同学会によると、岡山大病院のほか、山梨大病院、光生病院（岡山市）が対象。近く認定される病院も数カ所あるという。

世界保健機関（WHO）の分類ではこれまで、性同一性障害は「精神疾患」に含まれていた。だが、6月に公表された新たな分類案では、精神疾患から外れ、名称も変更。日本語での呼び方として「性別不適合」という案が出ている。新たな分類案は来年5月のWHO総会で正式決定される。

大阪医科大学の康純・准教授（精神神経科）は「（病名というより）多様性の一つという世界的な流れに沿った変更で、（正式決定されれば）国内のガイドラインの見直しも検討する必要があるだろう」と話す。

国内のガイドラインは精神科医の厳密な診断を求める声もある。（後藤一也）